

令和4年度包括的な支援体制及び重層的支援体制構築に向けた県後方支援事業

1 事業目的

市町村が行う包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の後方支援として、市町村職員等に向けた研修や連絡会を行うことにより情報共有や連携等を図るとともに、アドバイザー派遣により事業の取組支援を行う。

2 事業内容

(1) 市町村間の交流・ネットワーク構築

ア 重層的支援体制等に関する連絡会の開催（全体会）

県や市町村担当者等が参加する連絡会議を開催し、包括的な支援体制や重層的支援体制整備事業等の取組に関する意見交換や情報共有を図る。

イ 重層的支援体制担当者等連絡会の開催（事業実施地域）

重層的支援体制整備事業及び移行準備事業を実施する市町村担当者等が参加する連絡会議を開催し、課題共有や意見交換を図る。

(2) 市町村職員等に向けた研修の実施

ア 全体研修の実施

包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業等の実施にあたっての基本的な知識や取組等を習得する研修を実施する。

イ 課題別研修の実施

市町村において、包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業等を進めるにあたり、先進事例や課題について共有し、各地域の実情に応じた連携体制の検討・構築を図るための研修を実施する。

(3) 市町村へのアドバイザー派遣

市町村からの要請により、市町村が実施する包括的な支援体制に関する検討会等にアドバイザー（学識経験者、自治体実践者等）を派遣し、体制整備や事業取組等における課題解決のための技術的助言や支援を行う。

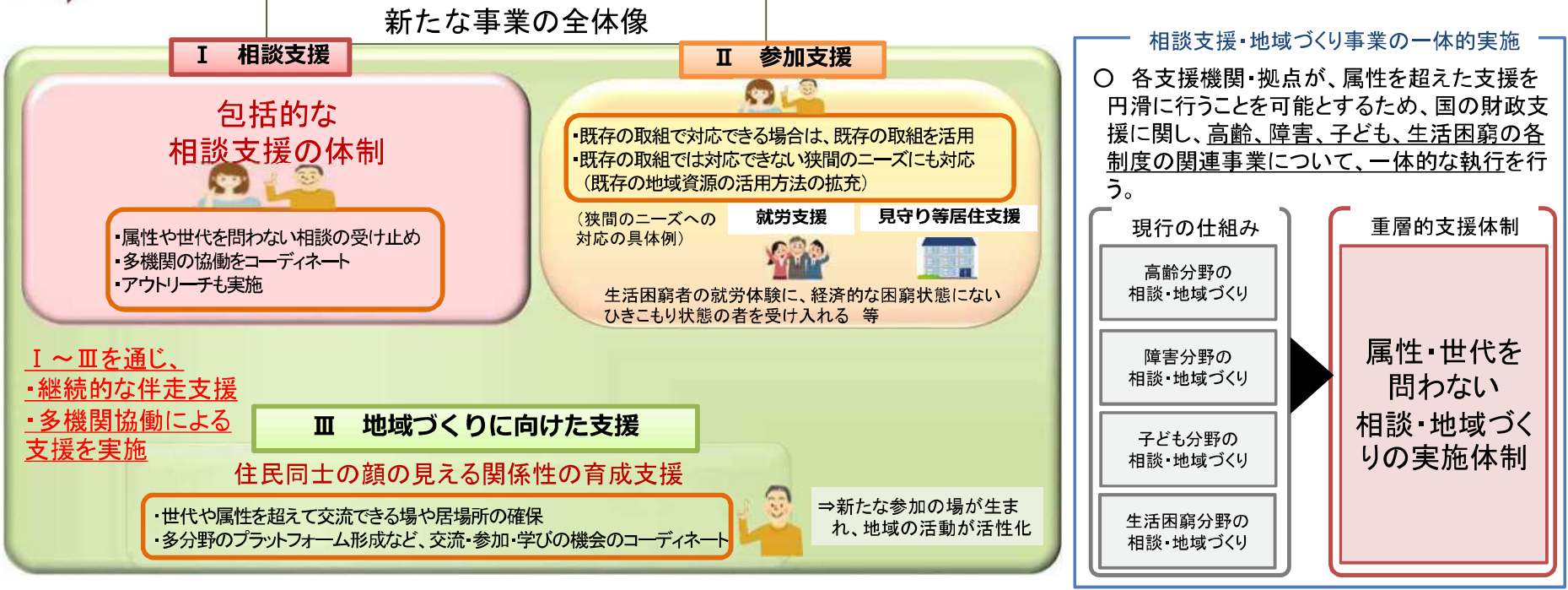
重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

令和3年4月1日施行



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

➔

**属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制**